

岩手県告示第 1007 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 10 月 27 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 岩手平館線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡岩手町大字子抱第 5 地割字笹川久保 108 番地先 から五日市第 12 地割字下苗代沢 2 番 2 地先まで	新	m 33.6~12.0	m 157.0
	旧	38.6~18.2	157.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所

イ 期間 平成 18 年 10 月 27 日から同年 11 月 27 日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 田山花輪線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
八幡平市切通山国有林 99 へ林小班地先内	新	m 23.2~14.4	m 44.0
	旧	25.6~14.4	44.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所

イ 期間 平成 18 年 10 月 27 日から同年 11 月 27 日まで